

平成25年9月定例会

議 案 説 明 資 料  
予 算 に 関 す る 説 明 書  
(平成25年度9月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成25年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	( 総 括 表 ) 環 境 立 県 推 進 課 水 ・ 大 気 環 境 課 砂 丘 事 務 所 く ら し の 安 心 推 進 課 住 宅 政 策 課	1 2 3 6 7 8
	2 歳入歳出事項別明細書	/	9
	3 節の明細	/	17
	4 繰越明許費に関する調書	水 ・ 大 気 環 境 課	18
	5 債務負担行為に関する調書	砂 丘 事 務 所 住 宅 政 策 課	19

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県交通安全対策会議条例の一部改正について)	くらしの安心推進課	21
	(鳥取県土地利用審査会条例の一部改正について)	景観まちづくり課	23

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成25年7月22日専決)	水 ・ 大 気 環 境 課	25
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年8月25日専決)	環 境 立 県 推 進 課	27
	(13) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成25年8月26日専決)	住 宅 政 策 課	28
	(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成25年8月26日専決)	住 宅 政 策 課	29

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,573,462	68,381	2,641,843				68,381	
水・大気環境課	961,344	16,481	977,825	1,131			15,350	
砂丘事務所	46,883		46,883					
くらしの安心推進課	134,273	2,049	136,322				2,049	
住宅政策課	2,283,512	30,775	2,314,287				30,775	
合計	7,761,617	117,686	7,879,303	1,131	0	0	116,555	
(一般会計)								
環境立県推進課	エネルギーシフト加速化事業に係る補正							
水・大気環境課	湖山池の浄化対策推進事業に係る補正 他							
砂丘事務所	[債務負担行為] 鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正							
くらしの安心推進課	安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業に係る補正							
住宅政策課	環境にやさしい木の住まい助成事業に係る補正 他							

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7879)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エネルギーシフト加速化事業	435,680	68,381	504,061				68,381	
トータルコスト	449,979	68,381	518,360	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.0人	1.8人	実施設計、補助金交付				
工程表の政策目標(指標)	本年度末における再生可能エネルギー設備の導入量を721,714kWとする。							

事業の内容の説明

1 事業の目的・概要

再生可能エネルギーを導入する事業者を支援することにより、再生可能エネルギーの導入促進を図る。

2 主な事業内容

非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金(補正前予算額435,680千円のうち130,000千円)の申請を募集したところ、予算額を超える申請(90件、補助金総額198,381千円)があったことから、事業者32件分の導入意欲に応えるために、その超過額となる68,381千円の補正を行う。

【参考：非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の概要】

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムを導入して、その電気を一部又は全て自家消費する場合に導入に要する経費の一部を助成する。

ア	補助率	1/2以内
イ	対象設備	出力4kW以上
ウ	限度額	25万円/kW、2,500千円以内
エ	その他	国庫補助金等が利用可能な場合はその活用を優先すること

3 これまでの取組状況、改善点

<補助実績>

年度	件	補助金額(円)
21	2	7,998,375
22	8	29,696,202
23	4	16,815,000
24	56	165,677,000
25	58	128,468,000

←9月補正前交付決定分のみ

中小企業が非住宅太陽光発電システムを導入する際の補助については、平成21年度から平成23年度までは商工労働部が実施していたが、平成24年度からは補助対象者を社会福祉法人、医療法人、学校法人、農業者等にも拡大し、補助対象設備の出力規模の引き下げ等を行って、生活環境部が実施している。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

水・大気環境課(内線：7206)

1目 防災総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る平常時モニタリング事業	372,361	1,131	373,492	1,131				
トータルコスト	389,838	1,131	390,969	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	原子力環境センター(仮称)の設計				
工程表の政策目標指標	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する。							

事業内容の説明

原子力環境センター(仮称)の設計委託料の積算単価(人件費)の改正に伴う補正。

(単位：千円)

区分	現計予算額 (A)	積算単価改正後 (B)	補正予算額 (B) - (A)
基本・実施設計	39,771	40,902	1,131

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課 (内線：7197)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
湖山池の浄化対策推進事業	68,031	12,600	80,631				12,600	
トータルコスト	93,452	12,600	106,052	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.2人	0.0人	3.2人	-				
工程表の政策目標(指標)	各湖沼計画に定める水質指標(COD、全窒素、全リン)の目標達成							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

○汽水湖化事業に取り組中の湖山池において、塩分と溶存酸素等の管理を適正におこなっていくために「自動昇降式水質計測システム」を新たに設置し、特に鉛直方向の水質変化(塩化物イオン濃度、溶存酸素)をリアルタイムで観測する。

○水質計測システムの設置箇所は、池内の2箇所を想定している。

①エビ・シジミ等の底生生物種が比較的多く生息する高住沖(水深約3m)

②湖心部(水深約3.5m)又は堀越(水深4.0m)

○湖山池の塩分濃度は、2,000~5,000mg/Lの範囲で管理することとしているが、現在は、貧酸素化リスクの低減を図るため、その濃度範囲での維持ができていないのが現状。

○汽水湖の表層部と底層部の水質差(特に塩分濃度や溶存酸素濃度)は顕著となるが、このモニタリング結果が適正な塩分濃度管理をする際に非常に重要なデータとなる。

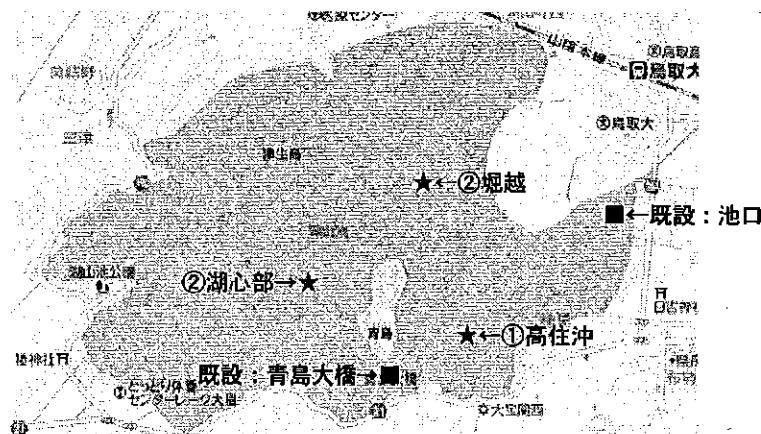
⇒ 特に夏季は、海水の逆流により、塩分濃度が上昇するリスクが高く、塩水逆流を抑制する水門閉鎖が水の流動を鈍化させ、貧酸素化を進行させるといった懸念もあるところ。日々刻々と変化する池の水質をリアルタイムで観測し、それに応答したきめ細やかな水門操作で、塩分濃度の管理と貧酸素化の回避を行う。

2 主な事業内容

自動昇降式水質計測システムの新規設置(観測局の設置とデータベース構築など)12,600千円

【測定器設置位置など】

- ・新設のセンサーは、①高住沖(水深約3m)、②湖心部(水深約3.5m)又は堀越(水深約4.0m)を想定
- ・既設のセンサーは、『池口』と『青島大橋』に設置しており、底部固定式である。



平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課(内線：7870)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)汽水湖化に係る湖山池総合対策事業	0	2,750	2,750				2,750	
トータルコスト	0	3,544	3,544	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	認定及び補助金事務				
工程表の政策目標指標	各湖沼計画に定める水質指標 (COD、全窒素、全リン) の目標達成							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- 湖山池の汽水湖化の取組みは、鳥取県と鳥取市が協働して、平成24年3月から開始したが、春先の強風時には湖水が池周辺の小規模菜園に飛散して作物が枯れるなど、潮風による被害が発生した。
- 汽水湖化に関連し、大風等の自然現象により生じる想定外の事象により、周辺住民の生活環境等に支障が生じる場合、県及び市が協働して対策を講じる。

2 主な事業内容

市が住民等に対する窓口となり、「湖山池総合対策補助事業(仮称)」を創設することから、県は、市に対して助成を行うとともに、市と協働して小規模菜園等に対する被害認定、潮風害防止に係る助言・指導等を行う。

【補助事業の内容(市が創設予定)】

区分	内容	具体的な内容	
支援方法	補助事業	市が実施主体となり、県は必要な財源を助成する	
実施主体	個人、自治会 任意グループ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の被害への対策は、個人助成</li> <li>・自治会、任意グループ等での対策も対象</li> </ul> ◇申請は原則、自治会長を経由	
補助内容	区分	内容(想定されるもの)	事業費・千円
	潮風害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模菜園の苗及び肥料代</li> <li>・代替地の借用料</li> <li>・防潮のネット等の資材代</li> </ul>	1,000
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス</li> <li>・高圧洗浄機(庭木等)</li> </ul>	4,500
	補助率	定額助成	—
合計			5,500

◇県は事業費5,500千円の1/2の2,750千円を財源措置する。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0582)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業		[債務負担行為] 8,000	[債務負担行為] 8,000				[債務負担行為] 8,000	
	15,271	0	15,271					
トータルコスト	27,187	0	27,187	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	-				
工程表の政策目標(指標)	砂丘における魅力的な情報発信、イベントの実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>地域の活性化に寄与することを目的として、鳥取砂丘の新しいイメージを創出し、広く全国に向けた情報発信を行うため、鳥取砂丘再生会議が、鳥取砂丘の新たな魅力を発見する様々なイベントを民間から公募し、各イベント主催者に補助金を交付する「鳥取砂丘新発見伝事業」に対して助成する。</p> <p>この事業を当初から計画的かつ効率的に実施するため、平成26年度前半のイベント実施に係る経費の予算について債務負担行為を設定するものである。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 鳥取砂丘新発見伝イベントについて								
平成26年度分は、平成25年11月から公募を行い、平成26年2月までに実施イベントを決定する予定。								
(2) 平成26年度事業費 16,000千円 (平成26年度前半分)								
(負担内訳)								
鳥取県 8,000千円								
鳥取市 8,000千円								
(3) スケジュール								
平成25年11月～平成26年 1月 イベント公募								
平成26年 1月～平成26年 2月 応募イベントの審査、開催イベント決定								
平成26年 2月～平成26年 4月 各イベントの準備・広報								
平成26年 4月以降 各イベントの実施								



平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線：7183)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業	2,500	2,049	4,549				2,049	
トータルコスト	3,294	2,049	5,343	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標指標	犯罪発生件数を平成30年度までに人口千人当たり7.89件とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて防犯環境整備を促進するため、県民ニーズの高い防犯灯の整備に対し、市町村負担額の一部を助成する。

2 主な事業内容

市町村が防犯灯を新設又は市町村が防犯灯を新設する自治会等に補助する場合に、市町村負担額の1/3を補助する。

多くの市町で本事業による防犯灯の設置希望が増加しており、地域における防犯環境づくりを一層推進するため、設置要望に対する経費について増額補正を行う。

【補正要求額】2,049千円

区分	金額	備考
当初予算額 ①	2,500 千円	H24実績を勘案した当初予算額
実施見込額 ②	4,549 千円	H25設置希望：11市町、394基新設予定
補正要求額 ②-①	2,049 千円	

3 これまでの取組状況、改善点

平成24年度より本事業を開始し、10市町で230基のLED防犯灯が新設された。

LED防犯灯は環境への配慮と耐久性の観点からも優れており、本事業の推進により引き続き防犯環境の整備充実に努めていく必要がある。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境にやさしい木の 住まい助成事業	(債務負担行為) 284,981	(債務負担行為) 30,775	(債務負担行為) 315,756				(債務負担行為) 30,775	
トータルコスト	296,897	30,775	327,672	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を活用した住宅の建設・改修に対し、県産材の使用状況等に応じた助成を行う「環境にやさしい木の住まい助成事業」について、年度当初の予想を上回る申請数が見込まれることから、住宅投資の促進を通じて地域産業の振興に資するため、申請増加見込分について増額補正を行う。

2 主な事業内容

一定量以上の県産材を使用して住宅を新築・改修する場合、県産材の使用量等に応じて以下の助成を行う。(新築で1戸当たり最大90万円、改修で1戸当たり最大29万円を助成する。)

(単位: 千円)

区分	助成内容	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	
新築	県産材活用	県産材使用1㎡あたり2万円を助成 (上限40万円)	128,000 (320戸)	20,000 (50戸)	148,000 (370戸)
		JAS製材使用1㎡あたり9千円を助成 (上限18万円)	47,790 (295戸)	6,525 (60戸)	54,315 (355戸)
	伝統技術活用	在来軸組構法による住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合1戸につき15万円を助成(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	15,750 (105戸)	5,250 (35戸)	21,000 (140戸)
	環境配慮	CASBEEとっとり戸建てによる評価、自然エネルギー利用等の要件を満たす住宅の場合、1戸につき5万円を助成	2,000 (40戸)	△1,000 (△20戸)	1,000 (20戸)
	長期優良住宅	長期優良住宅認定を取得し、通し柱等に係る一定の要件を満たす住宅の場合、1戸につき10万円を助成	2,500 (25戸)	0	2,500 (25戸)
	履歴情報保管住宅	住宅履歴情報保管サービス(いえかるて)を利用する住宅の場合、1戸につき2万円を助成	500 (25戸)	0	500 (25戸)
改修	県産材活用	県産材使用1㎡あたり2万円を助成 (上限20万円)	11,700 (65戸)	0	11,700 (65戸)
		JAS製材使用1㎡あたり9千円を助成 (上限9万円)	3,465 (55戸)	0	3,465 (55戸)
債務負担: H24交付決定分		73,276	0	73,276	
合計		284,981	30,775	315,756	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・消費税引き上げを見据えた駆け込み需要と見られる住宅着工数の増加とともに、本事業の利用件数も増加。(第一四半期の交付決定状況は前年比の1.5倍。)
- ・平成25年度より環境配慮住宅に係る助成要件を緩和するとともに、長期優良住宅助成及び履歴情報保管住宅助成を創設するなど、利用しやすい制度設計としたことで、前年度より利用件数が増加している。

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	6項 防災費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	497,437	573	498,010	7,450		7,450			
2 給料	2,887,560		2,887,560	14,724		14,724			
3 職員手当等	4,351,497		4,351,497	7,420		7,420			
4 共済費	1,126,780	84	1,126,864	6,458		6,458			
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	28,690		28,690						
7 賃金	33,195		33,195	941		941			
8 報償費	208,602	62,621	271,223	1,819		1,819			
9 旅費	227,238	220	227,458	4,302		4,302	468		468
費用弁償	18,018	4	18,022	665		665			
普通旅費	160,442		160,442	2,142		2,142	468		468
特別旅費	48,778	216	48,994	1,495		1,495			
10 交際費	3,750		3,750						
11 需用費	603,843	△237	603,606	5,020	△237	4,783	1,759	△237	1,522
12 役務費	546,355	660	547,015	3,023	237	3,260	233	237	470
13 委託料	3,435,834	29,106	3,464,940	230,231	1,131	231,362	217,338	1,131	218,469
14 使用料及び賃借料	583,393	180	583,573	1,294		1,294			
15 工事請負費	608,683	526,950	1,135,633						
16 原材料費									
17 公有財産購入費		2,190,251	2,190,251						
18 備品購入費	316,510	210,000	526,510	152,593		152,593	152,563		152,563
19 負担金、補助及び交付金	7,787,833	52,471	7,840,304	16,451		16,451			
20 扶助費									
21 貸付金	150,000	10,000	160,000						
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	189,300		189,300						
24 投資及び出資金	3,000		3,000						
25 積立金	225,428		225,428						
26 寄附金									
27 公課費	297		297						
28 繰出金									
予備費									
計	23,817,725	3,082,879	26,900,604	451,726	1,131	452,857	372,361	1,131	373,492
財国庫支出金	2,167,994	1,131	2,169,125	328,449	1,131	329,580	326,581	1,131	327,712
源地方債	323,000	2,928,000	3,251,000						
内その他	1,475,799	1,476	1,477,275	46,340		46,340	45,780		45,780
訳一般財源	19,850,932	152,272	20,003,204	76,937		76,937			

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	2款 総務費		
		うち生活環境部		
		6項 防災費		
		1目 防災総務費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬			
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	468		468
	費用弁償			
	普通旅費	468		468
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	1,759	△237	1,522
12	役務費	233	237	470
13	委託料	217,338	1,131	218,469
14	使用料及び賃借料			
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	152,563		152,563
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
計		372,361	1,131	373,492
財源内訳	国庫支出金	326,581	1,131	327,712
	地方債			
	その他	45,780		45,780
	一般財源			

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	373,990	764	374,754	5,131		5,131	5,131		5,131
2 給料	1,553,382		1,553,382	18,405		18,405	18,405		18,405
3 職員手当等	874,563		874,563	9,275		9,275	9,275		9,275
4 共済費	602,382		602,382	7,445		7,445	7,445		7,445
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	1,371		1,371						
8 報償費	75,210	52	75,262	3,604		3,604	3,604		3,604
9 旅費	67,678	619	68,297	2,712		2,712	2,712		2,712
費用弁償	8,501	208	8,709	181		181	181		181
普通旅費	35,681		35,681	1,799		1,799	1,799		1,799
特別旅費	23,496	411	23,907	732		732	732		732
10 交際費									
11 需用費	195,265	354	195,619	4,988		4,988	4,988		4,988
12 役務費	94,876	5,585	100,461	4,546		4,546	4,546		4,546
13 委託料	2,711,158	36,400	2,747,558	53,522		53,522	53,522		53,522
14 使用料及び賃借料	74,655	116	74,771	1,817		1,817	1,817		1,817
15 工事請負費	342,802	11,563	354,365						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	32,330	3,990	36,320	20		20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	33,795,405	116,700	33,912,105	36,895	2,049	38,944	36,895	2,049	38,944
20 扶助費	1,743,999		1,743,999						
21 貸付金	38,278	2,640	40,918	200		200	200		200
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	317,677		317,677	160		160	160		160
26 寄附金	1,250		1,250						
27 公課費	76		76						
28 繰出金	2,192		2,192						
予備費									
計	42,898,539	178,783	43,077,322	148,720	2,049	150,769	148,720	2,049	150,769
財源									
内 国庫支出金	3,172,596	△16,030	3,156,566						
地方債	315,000		315,000						
その他	4,462,310	120,518	4,582,828	59,228		59,228	59,228		59,228
訳 一般財源	34,948,633	74,295	35,022,928	89,492	2,049	91,541	89,492	2,049	91,541

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	3款 民生費		
		うち生活環境部		
		1項 社会福祉費		
		1目 社会福祉総務費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	198		198
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	284		284
9	旅費	527		527
	費用弁償	57		57
	普通旅費	285		285
	特別旅費	185		185
10	交際費			
11	需用費	869		869
12	役務費	280		280
13	委託料			
14	使用料及び賃借料	220		220
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	3,417	2,049	5,466
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	5,795	2,049	7,844
財源	国库支出金			
	地方債			
	その他	1,021		1,021
訳	一般財源	4,774	2,049	6,823

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	146,065		146,065	69,237		69,237	45,288		45,288
2 給料	1,439,271		1,439,271	736,200		736,200	327,609		327,609
3 職員手当等	787,376		787,376	377,195		377,195	169,712		169,712
4 共済費	548,294		548,294	280,320		280,320	126,708		126,708
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	7,130		7,130						
8 報償費	64,376	200	64,576	13,495		13,495	12,801		12,801
9 旅費	73,792	300	74,092	29,205		29,205	23,951		23,951
費用弁償	3,299		3,299	1,236		1,236	1,041		1,041
普通旅費	37,202	100	37,302	17,087		17,087	12,733		12,733
特別旅費	33,291	200	33,491	10,882		10,882	10,177		10,177
10 交際費									
11 需用費	268,971	1,100	270,071	110,296		110,296	63,524		63,524
12 役務費	75,085	200	75,285	30,523		30,523	25,192		25,192
13 委託料	1,071,850	17,147	1,088,997	593,271	12,600	605,871	453,121	12,600	465,721
14 使用料及び賃借料	80,774	200	80,974	39,661		39,661	33,024		33,024
15 工事請負費	35,979	2,270	38,249	35,979		35,979	35,979		35,979
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	208,168	10,583	218,751	94,457		94,457	90,414		90,414
19 負担金、補助及び交付金	6,882,298	735,125	7,617,423	656,585	71,131	727,716	656,461	71,131	727,592
20 扶助費	1,242,781		1,242,781						
21 貸付金	1,000,352		1,000,352						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料		116,274	116,274						
24 投資及び出資金									
25 積立金	19,785	894,777	914,562	6,106		6,106	6,106		6,106
26 寄附金	30,500		30,500						
27 公課費	50		50						
28 繰出金									
予備費									
計	13,982,897	1,778,176	15,761,073	3,072,530	83,731	3,156,261	2,069,890	83,731	2,153,621
財源									
国庫支出金	1,723,544	917,971	2,641,515	221,819		221,819	184,925		184,925
地方債	12,000		12,000						
その他	3,555,120	748,732	4,303,852	194,443		194,443	192,827		192,827
一般財源	8,692,233	111,473	8,803,706	2,656,268	83,731	2,739,999	1,692,138	83,731	1,775,869

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	42,754		42,754
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	6,219		6,219
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	11,373		11,373
9	旅費	20,656		20,656
	費用弁償	951		951
	普通旅費	10,192		10,192
	特別旅費	9,513		9,513
10	交際費			
11	需用費	40,031		40,031
12	役務費	19,690		19,690
13	委託料	436,801	12,600	449,401
14	使用料及び賃借料	28,307		28,307
15	工事請負費	35,979		35,979
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	87,944		87,944
19	負担金、補助及び交付金	636,786	71,131	707,917
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	6,106		6,106
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,372,646	83,731	1,456,377
財源内訳	国庫支出金	165,655		165,655
	地方債			
	その他	65,289		65,289
	一般財源	1,141,702	83,731	1,225,433



平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
				うち生活環境部						
							6項 住宅費			
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	331,038		331,038	38,040		38,040	36,080		36,080	
2 給料	2,020,869		2,020,869	265,032		265,032	187,731		187,731	
3 職員手当等	1,022,599		1,022,599	133,565		133,565	94,610		94,610	
4 共済費	790,440		790,440	100,883		100,883	72,533		72,533	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	500		500							
8 報償費	13,837		13,837	3,339		3,339	90		90	
9 旅費	44,763		44,763	6,128		6,128	3,291		3,291	
費用弁償	2,532		2,532	740		740	150		150	
普通旅費	38,090		38,090	4,530		4,530	3,140		3,140	
特別旅費	4,141		4,141	858		858	1		1	
10 交際費										
11 需用費	722,461		722,461	63,769		63,769	57,943		57,943	
12 役務費	167,293		167,293	16,954		16,954	14,040		14,040	
13 委託料	6,201,023	153,182	6,354,205	833,121		833,121	326,722		326,722	
14 使用料及び賃借料	286,599		286,599	27,653		27,653	17,594		17,594	
15 工事請負費	24,295,979	1,450,046	25,746,025	1,151,594		1,151,594	1,141,364		1,141,364	
16 原材料費	4,918		4,918							
17 公有財産購入費	1,595,650	8,760	1,604,410							
18 備品購入費	376,767		376,767	8,803		8,803	100		100	
19 負担金、補助及び交付金	8,800,602	31,475	8,832,077	1,054,417	30,775	1,085,192	527,148	30,775	557,923	
20 扶助費										
21 貸付金	17,711		17,711	17,711		17,711	17,711		17,711	
22 補償、補填及び賠償金	2,350,397	5,740	2,356,137	15,205		15,205	9,202		9,202	
23 償還金、利子及び割引料	3,000		3,000							
24 投資及び出資金										
25 積立金	30,826		30,826	30,826		30,826	30,826		30,826	
26 寄附金										
27 公課費	6,173		6,173							
28 繰出金	4,019		4,019	4,019		4,019				
予備費										
計	49,087,464	1,649,203	50,736,667	3,771,059	30,775	3,801,834	2,536,985	30,775	2,567,760	
財源	国庫支出金	16,142,787	60,000	16,202,787	634,520		634,520	627,990		627,990
内	地方債	14,486,000	750,000	15,236,000	187,000		187,000	187,000		187,000
訳	その他	3,374,440	140,560	3,515,000	1,201,433		1,201,433	1,131,700		1,131,700
	一般財源	15,084,237	698,643	15,782,880	1,748,106	30,775	1,778,881	590,295	30,775	621,070

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節 款項目	8款 土木費			生活環境部 合計		
	うち生活環境部			補正前	補正額	補正後
	6項 住宅費					
	2目 住宅建設費					
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	8,482		8,482	132,525		132,525
2 給料				1,045,404		1,045,404
3 職員手当等				533,020		533,020
4 共済費	1,328		1,328	401,153		401,153
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金				941		941
8 報償費	90		90	25,039		25,039
9 旅費	51		51	46,182		46,182
費用弁償				2,922		2,922
普通旅費	50		50	27,511		27,511
特別旅費	1		1	15,749		15,749
10 交際費						
11 需用費	50		50	196,479	△237	196,242
12 役務費	30		30	56,999	237	57,236
13 委託料	37,367		37,367	1,770,597	13,731	1,784,328
14 使用料及び賃借料	20		20	76,078		76,078
15 工事請負費	1,004,712		1,004,712	1,187,573		1,187,573
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	100		100	256,625		256,625
19 負担金、補助及び交付金	435,463	30,775	466,238	1,958,775	103,955	2,062,730
20 扶助費						
21 貸付金	17,711		17,711	17,911		17,911
22 補償、補填及び賠償金	9,202		9,202	15,205		15,205
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金	30,826		30,826	37,092		37,092
26 寄附金						
27 公課費						
28 繰出金				4,019		4,019
予備費						
計	1,545,432	30,775	1,576,207	7,761,617	117,686	7,879,303
財源						
内 国庫支出金	618,059		618,059	1,297,593	1,131	1,298,724
内 地方債	187,000		187,000	187,000		187,000
内 その他	459,054		459,054	1,508,209		1,508,209
訳 一般財源	281,319	30,775	312,094	4,768,815	116,555	4,885,370

## 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
	負担金、補助 及び交付金	・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金 2,049
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
	負担金、補助 及び交付金	・非住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金 68,381 ・湖山池総合対策事業補助金(仮称) 2,750
8款 土木費		
6項 住宅費		
2目 住宅建設費		
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県木の住まい建設資金補助金 30,775

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
2	総務費	6・防災費	1 防災総務費			41,139				原子力環境センター(仮称)建設に関する国との協議に不測の時間を要したため、設計業務の年度内売了が見込まないため。
			島根原子力発電所に係る平常時モニタリング事業費	373,492	41,139					
			計	373,492	41,139	0	0	0		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 鳥取砂丘新発見伝事業費 負担金	8,000 千円			平成26年度	8,000 千円					8,000 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成25年度 被災者向け民間賃貸住宅 (借上げ応急仮設住宅)賃 借料	補正前の額	986		平成26年度	986					986
	補正額	888		平成26年度から 平成27年度まで	888					888
	補正後の額	1,874		平成26年度から 平成27年度まで	1,874					1,874
平成25年度 環境にやさしい木の住まい 助成事業補助	補正前の額	補助金総額21705千円を限度として、平成25年度に交付決定した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		平成26年度	限度額に同じ	限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額				限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額
	補正額	補助金総額30,775千円を限度として、平成25年度に交付決定した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		平成26年度	限度額に同じ	74,375千円を上限として、限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じた額				限度額に同じ
	補正後の額	補助金総額242,480千円を限度として、平成25年度に交付決定した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		平成26年度	限度額に同じ					限度額から国庫支出金の額(74,375千円)を上限として限度額から改修に係る助成分及びJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.5を乗じて得た)を除いた額

条 例 名 等	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について （鳥取県交通安全対策会議条例の一部改正について）				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）により、交通安全対策基本法の一部が改正され、知事が必要と認める者を都道府県交通安全対策会議の委員に任命することができることとされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                      (1) 部内の職員のうちから委員に指名する者の定数を5人以内（現行 7人以内）とする。                      (2) 知事が必要と認めて鳥取県交通安全対策会議の委員に任命する者の定数は5人以内とし、その任期は2年とする。                      (3) その他所要の規定の整備を行う。                      (4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p> <p>（参考）第3次一括法の概要                      地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しており、第3次見直しに係る事項（通知・届出・報告等の廃止又は努力義務化等、職員等の資格・定数等の上限の廃止又は条例委任等）及び第4次見直しに係る事項（地方からの提案等による見直し）について、関係法律の整備を行うもの。</p> <p>交通対策基本法（昭和45年法律第110号）（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> <th style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     （都道府県交通安全対策会議の組織等）                      第17条 略                      2 略                      3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。                      一～六 略                      七 <u>その他都道府県知事が必要と認めて任命する者</u>                      4・5 略                 </td> <td>                     （都道府県交通安全対策会議の組織等）                      第17条 略                      2 略                      3 委員は、<u>次の各号に掲げる者</u>をもって充てる。                      一～六 略                      4・5 略                 </td> </tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	（都道府県交通安全対策会議の組織等） 第17条 略 2 略 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一～六 略 七 <u>その他都道府県知事が必要と認めて任命する者</u> 4・5 略	（都道府県交通安全対策会議の組織等） 第17条 略 2 略 3 委員は、 <u>次の各号に掲げる者</u> をもって充てる。 一～六 略 4・5 略
改 正 後	改 正 前				
（都道府県交通安全対策会議の組織等） 第17条 略 2 略 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一～六 略 七 <u>その他都道府県知事が必要と認めて任命する者</u> 4・5 略	（都道府県交通安全対策会議の組織等） 第17条 略 2 略 3 委員は、 <u>次の各号に掲げる者</u> をもって充てる。 一～六 略 4・5 略				

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

鳥取県交通安全対策会議条例（昭和45年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。<u>以下「法」という。</u>）第17条第5項の規定に基づき、鳥取県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 <u>次に掲げる委員の定数は、それぞれに定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第17条第3項第4号に掲げる委員 5人以内</u></p> <p>(2) <u>法第17条第3項第6号に掲げる委員 3人</u></p> <p>(3) <u>法第17条第3項第7号に掲げる委員 5人以内</u></p> <p>2 <u>法第17条第3項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、鳥取県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 <u>部内の職員のうちから指名される委員並びに市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、それぞれ7人以内及び3人とする。</u></p> <p>2 <u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3～6 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



条 例 名 等	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県土地利用審査会条例の一部改正について)					
提 案 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)により、国土利用計画法の一部が改正され、土地利用審査会の委員の数が、5人以上とされたことに伴い、委員の数を定める。</p> <p>2 概要                      (1) 鳥取県土地利用審査会は、委員7人で組織する。                      (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p> <p>(参考) 第3次一括法の概要                      地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しており、第3次見直しに係る事項(通知・届出・報告等の廃止又は努力義務化等、職員等の資格・定数等の上限の廃止又は条例委任等)及び第4次見直しに係る事項(地方からの提案等による見直し)について、関係法律の整備を行うもの。</p> <p>国土利用計画法(昭和49年法律第92号) (抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                             (土地利用審査会)                              第39条 略                              2 略                              3 土地利用審査会は、委員<u>5人以上</u>で組織する。                              4～10 略                         </td> <td style="vertical-align: top;">                             (土地利用審査会)                              第39条 略                              2 略                              3 土地利用審査会は、委員<u>7人</u>で組織する。                              4～10 略                         </td> </tr> </tbody> </table>		改 正 後	改 正 前	(土地利用審査会) 第39条 略 2 略 3 土地利用審査会は、委員 <u>5人以上</u> で組織する。 4～10 略	(土地利用審査会) 第39条 略 2 略 3 土地利用審査会は、委員 <u>7人</u> で組織する。 4～10 略
改 正 後	改 正 前					
(土地利用審査会) 第39条 略 2 略 3 土地利用審査会は、委員 <u>5人以上</u> で組織する。 4～10 略	(土地利用審査会) 第39条 略 2 略 3 土地利用審査会は、委員 <u>7人</u> で組織する。 4～10 略					

鳥取県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

鳥取県土地利用審査会条例（昭和49年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 略</p>	<p>(目的) 第1条 略</p>
<p>(組織) 第2条 <u>審査会は、委員7人で組織する。</u></p>	
<p>(委員の任期) 第3条 略</p>	<p>(委員の任期) 第2条 略</p>
<p>(会長) 第4条 略</p>	<p>(会長) 第3条 略</p>
<p>(会議) 第5条 略</p>	<p>(会議) 第4条 略</p>
<p>(雑則) 第6条 略</p>	<p>(雑則) 第5条 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

区分	議会の委任による専決処分の報告について （3）鳥取県情報公開条例等の一部改正について （平成25年7月22日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由                  鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成25年7月22日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  （1）水道技術管理者の資格について定めた規定中、社団法人日本水道協会の名称を改める。                  （2）施行期日は、公布日とする。                  （3）所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益社団法人日本水道協会</u>が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>社団法人日本水道協会</u>が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者</p> <p>(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を有する者については、なお従前の例による。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成25年8月25日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月25日専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                      米子市 個人                  (2) 和解の要旨                      県側の過失割合を8割とし、県は、118,826円を支払うものとする事。                  (3) 事故の概要                      ア 事故発生年月日                          平成25年6月21日午後1時ごろ                      イ 事故発生場所                          米子市東町地内                      ウ 事故の状況                          鳥取県西部総合事務所所属の職員が、みなとさかい交流館外壁改修工事の定例会に参加するため、軽乗用自動車で片側二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線に車線変更した際、外側車線を直進していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	議会の委任による専決処分の報告について (13) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成25年8月26日専決)										
提出理由	<p>1 提出理由 県営住宅の家賃を滞納したことに係る県営住宅の明渡し等の請求に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成25年8月26日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会上に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 県営住宅入居者 米子市個人 乙 甲の連帯保証人 米子市個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p>										
及び概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>訴訟の概要</th> <th>和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸借契約</td> <td>県営住宅の明渡し</td> <td>① 賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、甲が県営住宅の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除することができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除されたときは、県営住宅を直ちに明渡す。</td> </tr> <tr> <td>金銭債務</td> <td>滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃（29,700円）の額の2倍の額の支払い。</td> <td>④ 338,400円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成25年7月分までの家賃相当額（月額14,400円）を支払ったことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	賃貸借契約	県営住宅の明渡し	① 賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、甲が県営住宅の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除することができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除されたときは、県営住宅を直ちに明渡す。	金銭債務	滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃（29,700円）の額の2倍の額の支払い。	④ 338,400円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成25年7月分までの家賃相当額（月額14,400円）を支払ったことを確認する。
区分	訴訟の概要	和解の概要									
賃貸借契約	県営住宅の明渡し	① 賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、甲が県営住宅の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除することができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除されたときは、県営住宅を直ちに明渡す。									
金銭債務	滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃（29,700円）の額の2倍の額の支払い。	④ 338,400円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成25年7月分までの家賃相当額（月額14,400円）を支払ったことを確認する。									
	<p>(3) 和解の趣旨 ア 和解の相手方が滞納家賃を支払ったこと。 イ 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。</p>										

区分	議会の委任による専決処分の報告について (14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成25年8月26日専決)	
提出理由及び概要	1 提出理由 県営住宅の家賃を滞納したことに係る県営住宅の明渡し等の請求に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成25年8月26日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。	
	2 概要 (1) 和解の相手方 県営住宅入居者 米子市個人	
	(2) 和解の要旨	
	訴訟の概要	和解の概要
貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、相手方が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、相手方が再び家賃を3か月以上滞納したときは、貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 相手方は、②により貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。 ④ 県は、相手方が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。
金銭債務	① 滞納家賃及び貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃（31,300円）の額の2倍の額の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料（2,300円）の2倍の額の支払い。	⑥ 107,800円（滞納家賃及び貸借契約解除日の翌日から平成25年7月分までの家賃相当額（月額7,700円）を支払ったことを確認する。 ⑦ 15,400円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成25年7月分までの駐車場使用料相当額（月額1,100円）を支払ったことを確認する。
	(3) 和解の趣旨 ア 和解の相手方が滞納家賃及び未払駐車場使用料を支払ったこと。 イ 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。	

